

和牛遺伝資源の流通管理のあり方について（中間取りまとめ）の概要（案）

1. 精液や受精卵の流通管理の徹底について	
(1) 既存制度の周知徹底	精液や受精卵の流通管理の徹底を図る上で、農家間やブローカーを介在した流通は認められておらず、家畜人工授精所でなければ精液や受精卵を他者に販売してはならないことなど、既存制度の趣旨及び内容について、改めて関係者に周知徹底を図ることが重要。
	現行の各種規制について、より明確化するような所要の見直しを検討すべき。
(2) 流通管理に関する帳簿等への記録・保管	精液や受精卵の流通履歴に関する帳簿等の記録・保管義務がないため、家畜人工授精所に対する流通履歴（譲受・譲渡等）に関する帳簿等への記録・保管の義務化を検討すべき。
(3) 受精卵の生産情報等の定期的な把握	精液の生産情報については、「種畜検査」において、確認する仕組みがあるが、受精卵の生産情報については、定期的に確認する仕組みがないため、受精卵の生産・流通・利用に関する情報についても、国や都道府県が定期的に確認すべき。
	精液についても、生産情報だけではなく、流通・利用に関する情報を定期的に確認する必要。
(4) ストロー等への基本情報の表示	ストロー自体に種雄牛名や生産年月日などの基本的な情報が記されていれば、万一不正流通が発覚した際、当該ストローの情報から流通履歴を遡って追跡調査することが可能となるため、ストロー等に精液や受精卵に関する基本的な情報の表示を義務化すべき。
(5) 地域による管理体制の構築	各地域においても、実情に応じた流通管理の仕組みを構築すべき。また、受精卵については、多くの地域で流通・利用の実態を把握する仕組みがないことから、精液と同様、流通管理の仕組みを構築すべき。
	各地域における流通管理の仕組みの構築に当たっては、国が適切な管理のための方針を示すなど、主導的に推進していく必要。併せて、精液・受精卵の在庫状況等を把握する体制の整備についても、全国的な観点から、国が主導して検討すべき。

(6) その他	制度等の見直しに当たっては、関係者の理解を得つつ、過度な負担とならないように配慮する必要。 その上で、法律違反に対する罰則を強化することも有効。
	和牛遺伝資源の管理に重要な役割を担う家畜人工授精師は、自らのステータスの確保・向上が図れるよう、不断に技術や知識を磨くことが重要であり、国や都道府県は、そのような機会の確保に努める必要。
	凍結処理に利用される液体窒素の供給業者など、畜産関係以外の者にも和牛遺伝資源の保護について意識の共有が図られるよう、周知徹底や協力を依頼することも重要。
2. 和牛遺伝資源における知的財産的価値の保護について	
和牛の精液や受精卵等の遺伝資源は、技術開発による成果物である情報財として位置づけられるべきであり、更なる改良努力へのインセンティブを高めていく観点からも、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護を図るという視点を持つことが極めて重要。 和牛のような情報財の利用権の規律については、海外における他畜種の例からも、原則として個人や企業の当事者間の合意に基づく「契約」による保護の徹底が重要であり、和牛の遺伝資源を取引する際、利用許諾条件を設定した契約（利用許諾契約）を締結することにより、価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的。 ただし、生産現場に利用許諾契約を普及・定着させるためには、以下の点に留意して検討を進めるべき。	
(1) 生産現場の実情に対応した契約慣行の普及・定着	契約慣行の普及・定着を図るためには、極力ポイントを抑えた契約内容とし、難解なものとならないようにすることが重要。
	契約手続きについても、極力簡便な方法で契約できるような仕組みとすることが重要。
	契約による保護が全国レベルで浸透するよう、国により契約のひな型を準備するなどした上で、国や都道府県、関係団体等が周知徹底を図るべき。
(2) 契約による保護の限界	和牛遺伝資源を転売する際も含め、同様の契約を締結するよう指導することが重要であるが、契約はあくまでも当事者間のものであり、契約当事者ではない第三者への抑止力には限界があることに留意する必要。

3. 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のための制度の検討について

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のためには、利用許諾契約のような契約の普及・定着に加え、第三者にも効力が及ぶような制度的仕組みの創設等が考えられるが、このような制度の創設のためには、国際調和に配慮したものであるかどうか検討する必要があるほか、関係者により和牛遺伝資源の知的財産的な価値を保護するための努力が行われているという立法事実の丁寧な積み上げが必要。そのためにも、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や、契約による和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護に向けた取組を現場に浸透させていくことが重要。

その上で、国には、更なる和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化のために最大限の施策を講ずることが求められるが、そのためには、和牛改良に関わる生産者を含む関係者のみならず、関係省庁、法曹実務家、知的財産に関する専門家等を交え、幅広く丁寧な議論と検討を重ねた上で、その実現を図るべき。